

## ○静岡県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の解釈について

(令和4年3月24日例規第25号)

静岡県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（令和4年県本部訓令第19号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用上の留意事項を下記のとおり定め、令和4年3月28日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、静岡県警察本部地域部鉄道警察隊の運営に関する訓令の解釈について（平成21年例規第103号）は、令和4年3月27日限り廃止する。

### 記

#### 1 基本的な考え方

この訓令の解釈及び運用に当たっての基本的な考え方は、次に掲げるとおりである。

- (1) 静岡県警察鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）は、一定の鉄道施設を活動区域とするものであり、署の管轄区域を変更するものではない。
- (2) 訓令第4条第2号に規定する隊員が取り扱う事件、事故等の処理に当たっては、原則として初動的な措置にとどめるものとする。

#### 2 任務（第3条関係）

##### (1) 活動区域等

ア 「鉄道施設」とは、鉄道事業の用に供する施設であつて、具体的には、列車、線路、信号装置等の運転保安設備、変電所等をいう。ただし、職員宿舍、病院、厚生施設及びこれらに付属する施設はこれに含まれない。

イ 徒歩又は車両により鉄道施設を警らすることとなるので、鉄道施設に近接し、又は通じる道路等も活動区域に含まれる。

ウ 「関係都県警察間における協議等」には、2以上の都県警察の管轄区域にわたる警乗に関する協議のほか、数都県にわたる現金その他物品の輸送警備に関し警察庁の指定する協議も含まれる。

##### (2) 留意事項

任務遂行に当たっては、課等、署、鉄道事業者等との連携を密にすること。

#### 3 所属長との相互協力（第8条関係）

(1) 鉄警隊と鉄道施設を管轄する署との効率的な連携を図るとともに、事件、事故等が発生した際の初動措置に間隙を生じさせないため、静岡県警察本部鉄道警察隊長及び所属長（県本部機動警ら課長を除く。）が相互に緊密な連絡を保つことを特に定めることとした。

(2) 鉄道に関する公共の安全と秩序維持を図るため必要と認めるときは、県本部捜査第三課員及び主要駅を管轄する警察署の交番勤務員の中から県本部機動警ら課兼務員を指定することができるものとする。

(3) 前記(2)の県本部機動警ら課兼務員は、訓令第3条に規定する任務に当たるものとする。

4 検挙事件等の取扱い（第 23 条関係）

省略